

一般社団法人香川県産業廃棄物協会 御中

香川県環境森林部環境管理課

改正フロン排出抑制法に関する説明会(建物解体業者及び廃棄物・リサイクル業者向け)の開催について

本県の環境保全行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)の改正により、フロン回収が確認できない廃棄機器の引取禁止など、ユーザーによる機器廃棄時にフロン類の回収が確実にされるための仕組みが、令和2年4月1日から導入されることとなっております。

その改正内容を広く周知するため、環境省による「建物解体業者及び廃棄物・リサイクル業者向け説明会」の開催が下記のとおり予定されておりますので、御案内申し上げます。

なお、併せて法改正に係る「業務用冷凍空調機器のユーザー向け説明会」も本県を含む全国各地で順次開催されることになっておりますので申し添えます。

記

1 日 時 令和元年11月20日(水) 14:00～15:30

2 場 所 武藤記念ホール(国民會館) 12階 大ホール
(大阪府中央区大手前2-1-2 国民會館住友生命ビル12階)

3 申込方法 (株)三菱総合研究所「改正フロン排出抑制法に関する説明会事務局」の
申込ウェブサイト(<http://www.mri.co.jp/semifuron201911/>)から申し込み

4 その他 詳しくは、香川県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/kankyokanri/taikiseikatu/index.shtml>

香川県環境森林部環境管理課
大気保全・環境安全グループ
Tel 087-832-3219

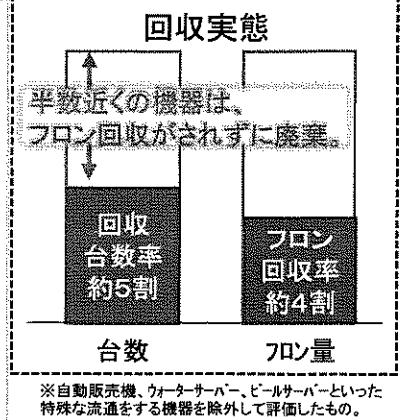
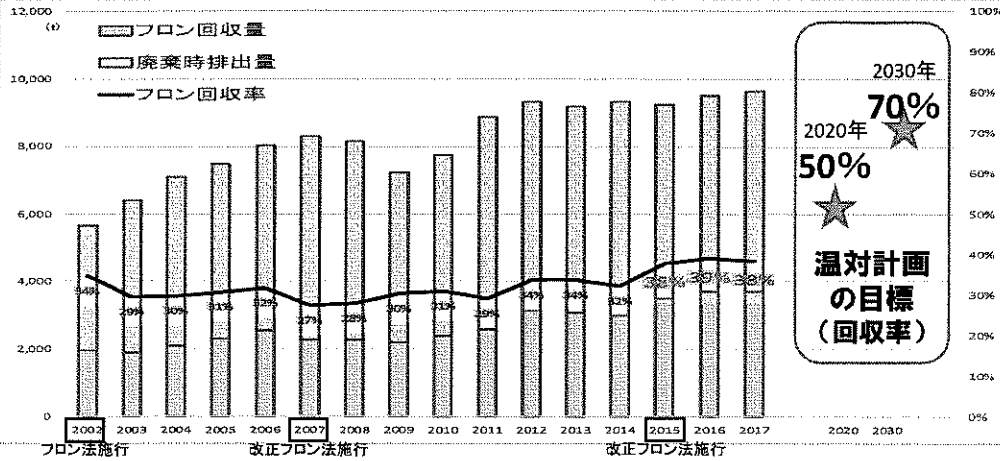
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案の概要

現行法の概要

オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類を使用する業務用冷凍空調機器について、廃棄時のフロン類の充填回収業者への引渡し等を義務付け。

現状

- ◆ 業務用機器廃棄時のフロン回収率は10年以上3割程度に低迷し、直近でも4割弱。
- ◆ 地球温暖化対策計画(2016年5月閣議決定)の目標達成には、対策の強化が不可欠。

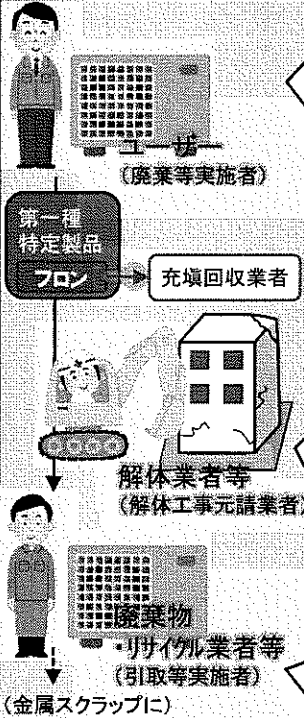


主な改正事項

(中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会議で提案。)

回収率向上のため、関係者が相互に確認・連携し、ユーザーによる機器の廃棄時のフロン類の回収が確実に行われる仕組みへ。

建物解体時にフロン類の回収がされず放置されている業務用エアコン



【機器廃棄の際の取組】

- 都道府県の指導監督の実効性向上
 - ユーザーがフロン回収を行わない違反に対する直接罰の導入 (現行: 間接罰(指導→勧告→命令→罰則の4段階)⇒直接罰(1段階)へ)
- 廃棄物・リサイクル業者等へのフロン回収済み証明の交付を義務付け (充填回収業者である廃棄物・リサイクル業者等にフロン回収を依頼する場合は除く。)

【建物解体時の機器廃棄の際の取組】

- 都道府県による指導監督の実効性向上
 - 建設リサイクル法解体届等の必要な資料要求規定を位置付け
 - 解体現場等への立入検査等の対象範囲拡大
 - 解体業者等による機器の有無の確認記録の保存を義務付け 等

【機器が引き取られる際の取組】

- 廃棄物・リサイクル業者等が機器の引取り時にフロン回収済み証明を確認し、確認できない機器の引取りを禁止 (廃棄物・リサイクル業者等が充填回収業者としてフロン回収を行う場合は除く。)

その他

- 継続的な普及・啓発活動の推進のため、都道府県における関係者による協議会規定の導入 等

2020年度に廃棄時回収率50%の達成へ

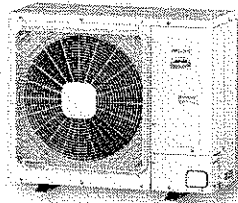
廃棄物・リサイクル業者の皆様へ

フロン排出抑制法の改正(2020年4月1日施行)により
フロン類の回収が確認できない機器の
引取りは禁止されました。

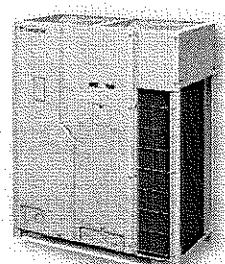
違反した場合には**50万円以下の罰金**が科せられます。

対象となる機器

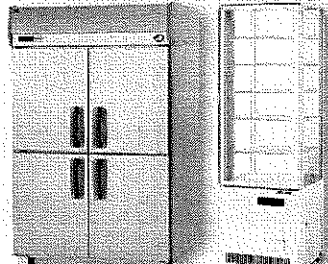
業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうち、フロン類が使われているもの



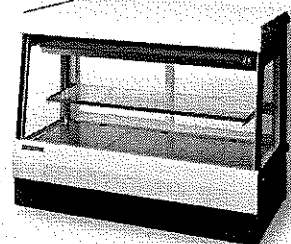
店舖用エアコン



ビル用マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



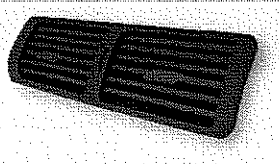
冷凍冷蔵用ショーケース など

引取証明書(写し)でフロン類が回収済みであることを確認したとき

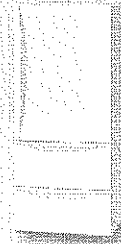
または

充填回収業者として自らフロン類を回収するとき
は引き取ることができます。

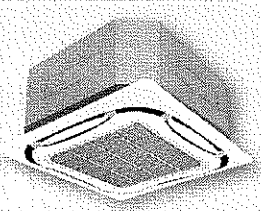
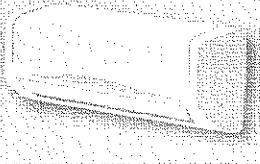
対象とならない機器



カーエアコン



家庭用製品



室内機のみ

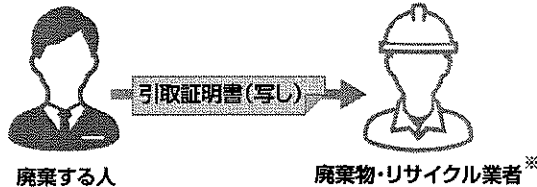
※カーエアコンは自動車リサイクル法、家庭用製品は家電リサイクル法の対象です。

Q 具体的にどういった場合に対象機器の引取りが可能ですか？

A 主に以下の場合に引取りが可能です。

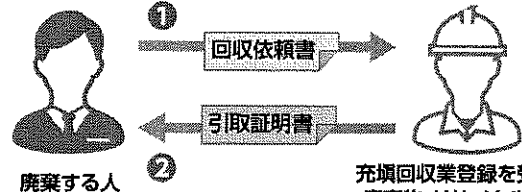
① 引取証明書を受け取った場合

② 自らフロン類を回収する場合



引取証明書(原本) 3年間保存

引取証明書(写し) 3年間保存



回収依頼書(写し) 3年間保存

引取証明書(写し) 3年間保存

※さらに別の廃棄物・リサイクル業者に機器の引取りを依頼する場合には、引取証明書(写し)を回付してください。

Q 家庭用の製品はどのように処分したらよいのでしょうか？

A 家電リサイクル法等に従い、フロン類を回収してください。
※廃棄物処理法によって、処理基準上フロン類の回収が義務づけられています。

Q 可燃性冷媒のノンフロン機器はどのように処分したらよいのでしょうか？

A 冷媒回収の義務はありませんが、機器処分の際には火災等に十分気をつけてください。

フロン類は強力な温室効果ガスです！

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100～10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



■ お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL:03-3581-3351 (内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL:03-3501-1511 (内線3711)

